

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目次

告示

○県営土地改良事業計画を定めた件 一九

告示

福島県告示第百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、坂本地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

福島県知事 佐藤雄平

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成二十三年六月八日から
同 月二十七日まで (二十日間)
- 縦覧の場所
白河市役所

(農村計画課)